

令和6年度清水町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

(趣旨)

第1条 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和6年度町が障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

(調達の対象となる障害者就労施設等)

第3条 町において調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型、B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※ 重度障害者多数雇用事業所の要件（下記要件をすべて満たす事業所）

- ・ 障害者の雇用数が5人以上
- ・ 障害者の割合が従業員の20%以上
- ・ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

(調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等)

第4条 町が施設等から重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品
- イ 食料品・飲料
- ウ 小物雑貨
- エ その他の物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ 清掃・施設管理
- ウ 飲食店の営業
- エ その他のサービス・役務

(調達の目標)

第5条 令和6年度における調達の目標は次のとおりとする。

種別	調達品目	調達目標	令和5年度実績
物品	事務用品 食料品・飲料 小物雑貨 その他の物品	令和5年度実績以上	1,005千円
役務	印刷 清掃・施設管理 飲食店の営業 その他のサービス・役務	令和5年度実績以上	15千円

(その他物品等の調達の推進に関する事項)

第6条 障害者就労施設等が供給可能な物品等について、施設等からの情報をもとに庁内各部署に情報提供するものとする。

(調達実績の取りまとめ、公表)

第7条 町は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績を取りまとめ、公表する。